

電子取引データの保存方法をご確認ください！

申告所得税・法人税に関して帳簿書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、**令和6年1月**からはその電子データを保存しなければなりません！

○保存すべき電子データは？

☆紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データとなります。

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

	電子取引データの一例
電子メール、ペーパーレス FAX	・請求書、領収書、契約書、見積書などのデータ（PDF ファイル等）
インターネット （Amazon、楽天、ショッピングなど）	・ホームページからダウンロードした上記データ ・ホームページ上でのみ表示される上記スクリーンショットデータ
クラウドサービス （キャッシュレス取引など）	・サービスで授受した電子請求書や電子領収書など ・クレジットカードの利用明細データ ・交通系 IC カードの支払データ・スマホアプリや QR コード決済のデータ
EDI 取引	・特定の取引について受発注を行うシステム上の取引データ ・インターネットバンキングによる取引情報（入金・振込等）

○どのように保存する必要があるのか？

①改ざん防止のための措置をとります。

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも、システム費用をかけずに導入できる「改ざん防止のための事務処理規定」を定めて、それを遵守する方法があります。

※ 規定については、国税庁HPでサンプルを公表しています。
Wordファイルですので、ひな形としてご活用できます。

こちら



②「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

※ イメージ図は国税庁より

以下のア・イいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

ア 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

（イメージ）

通番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)露商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)露商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

イ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です

(イメージ)

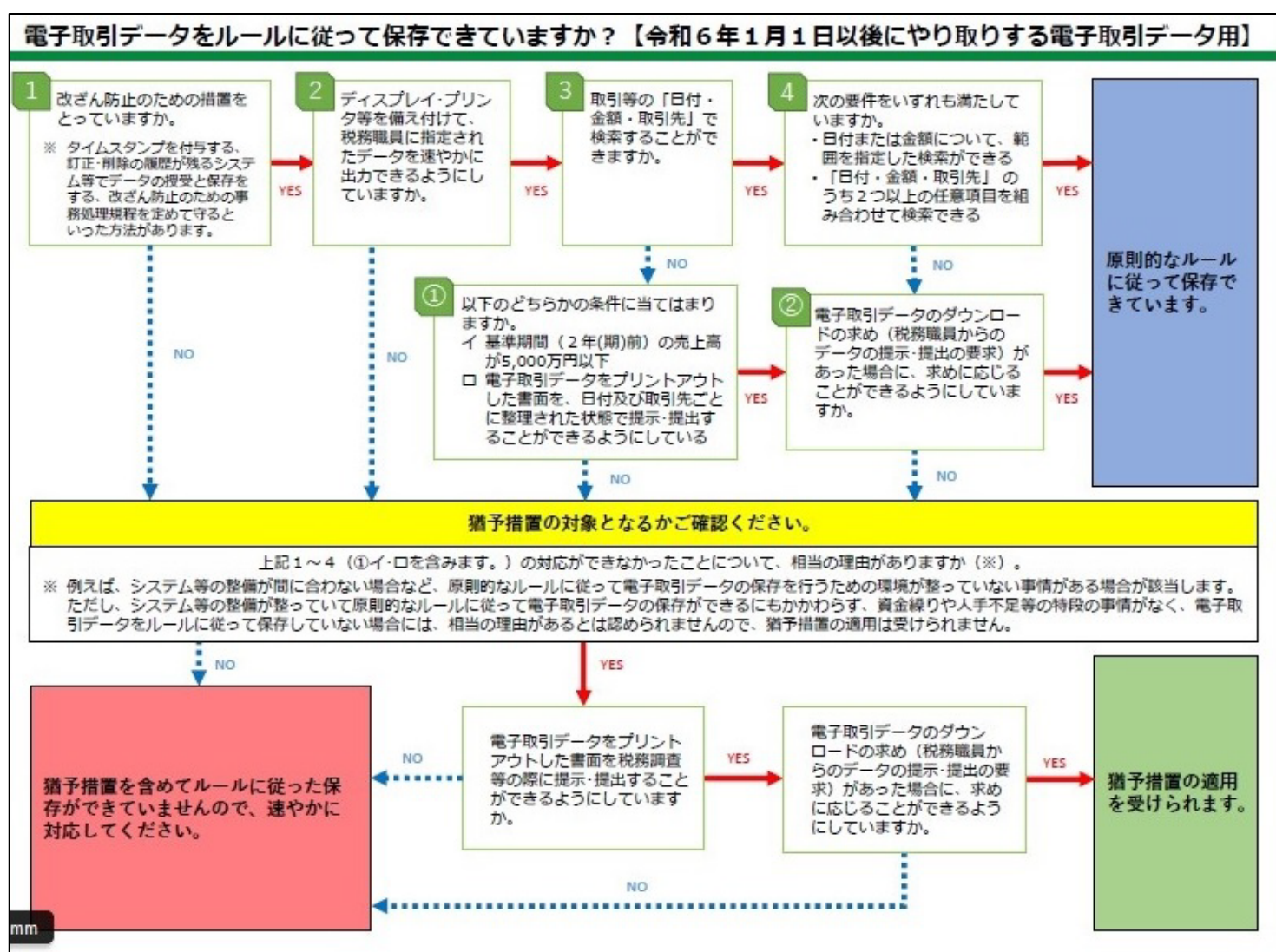
20240331_110000_(株)霞商店.pdf
20240210_330000_国税工務店(株).msg
20240228_330000_国税工務店(株).pdf
20241217_220000_(株)霞商店.pdf

(例) 2024年3月31日(株)霞商店からの110,000円の請求書なら「20240331_110000_(株)霞商店」

※税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記データについて提出をします。

③ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

税務調査の際に、電子取引データを速やか、明瞭に提示できるように備えていなければいけません。



○電子帳簿保存法の取扱通達やQ & Aについては、国税庁HPに掲載されています。

「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。



※二次元コードを読み込んでいただくか、[こちら](#)をクリック（外部リンク 国税庁ホームページへ）